

国官参物第320号

# 許 可 書

株式会社アドバンス

代表取締役 中平 永明 殿

令和4年9月29日付けで申請のあった第二種貨物利用運送事業の経営は、貨物利用運送事業法第20条の規定に基づき、下記のとおり許可する。

## 記

利用運送機関 航空貨物運送  
業務の範囲 国際運送に係る宅配便事業

利用運送機関 外 航 海 運  
業務の範囲 一 般 事 業

令和5年2月8日

国土交通大臣

齊藤 鉄夫



認 可 書

株式会社アドバンス  
代表取締役 中平 永明 殿

令和4年9月29日付けで申請のあった第二種貨物利用運送事業の利用運送約款は、貨物利用運送事業法第26条第1項の規定に基づき認可する。

令和5年2月8日

国土交通大臣

斉藤 鉄夫

